

5 輸国第 2721 号
令和 5 年 10 月 17 日

北海道農政事務所長
各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省輸出・国際局長

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙の
一部改正について

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生により、一部の国又は地域に輸出される食品・飼料等については、放射性物質検査証明書等（以下「証明書」という。）を求められるなどの規制措置がとられているため、国が発行する証明書については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 ZZ-02「食品等に関する放射性物質検査証明書等の発行要綱」（以下「要綱」という。）に基づき取り扱われているところです。

今般、適正な証明書の発行を図るため、要綱について下記のとおり改正を行い、令和 5 年 11 月 1 日から施行することとしましたので、御了知の上、対応方よろしく願いいたします。また、事業者への周知について、特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 加工された食品等に係る証明書の発行申請に際し、生産・製造・加工・保管施設の名称・所在地を確認するための確認書類及び記載方法を変更
- 2 申請に係る実際に輸出する食品等の実物の写真の撮影場所を示す資料として、撮影した写真に関する情報申告書（別記様式 4-2）を制定
- 3 その他所要の改正